

参考資料

- 1 中小企業基本法の中小企業の定義と小規模企業の定義 …………… 1 4 1
- 2 中小企業振興に向けた研究会
 - (1) 委員一覧 …………… 1 4 2
 - (2) 第4次元気戦略の策定に向けた研究会の検討経過 …………… 1 4 3

1 中小企業基本法の中小企業の定義と小規模企業の定義

中小企業基本法では中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を次の表のように規定している。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出典：中小企業庁ホームページ)

※中小企業基本法上においては、「中小企業の定義」ではなく、「中小企業者の範囲」、「小規模企業」ではなく「小規模企業者」と規定している。

※中小企業基本法第2条第5項に規定する「商業」とは、卸売業・小売業を指している。

[参考] 中小企業基本法第2条第1項及び第5項 (抜粋)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(略)

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

2 (1) 中小企業振興に向けた研究会 委員一覧

	氏名	企業名等	分野
1	中山 健	横浜市立大学	学識経験者
2	鷺尾 紀吉	中央学院大学	学識経験者
3	會澤 哲哉	有限会社小川荘 (蓮沼シーサイドイン小川荘)	中小企業者
4	浅野 美希	食育ネット株式会社	中小企業者
5	天羽 しづえ	手作りの店天羽	中小企業者
6	河元 智行	まくら株式会社	中小企業者
7	熊谷 正喜	ハイテック精工株式会社	中小企業者
8	佐瀬 建一	合資会社寒菊銘醸	中小企業者
9	能登 昭博	株式会社NIS	中小企業者
10	浅井 鉄夫	NPO法人ちば経営応援隊	中小企業振興関係者
11	庄司 桃子	中小企業診断士	中小企業振興関係者
12	広瀬 勉	千葉県信用保証協会	中小企業振興関係者

委員任期:平成29年3月22日～平成32年3月21日(任期:3年間)

2（2）第4次元気戦略の策定に向けた研究会の検討経過

開催日	主な議題・検討事項
平成29年 3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業振興に向けた研究会と、ちば中小企業元気戦略の見直し ○第3次ちば中小企業元気戦略に関する主な事業の実施状況及び今後の施策展開 ○ちば中小企業元気戦略の見直し
6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次ちば中小企業元気戦略の視点と検討スケジュール ○中小企業の成長の後押し
7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の経営基盤の強化 ○地域社会と連携した支援
9月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの研究会における意見・提言の整理 ○小規模企業振興のあり方
12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○千葉県中小企業の振興に関する条例の一部改正 ○第4次ちば中小企業元気戦略素案 ○ちば中小企業元気戦略に関する指標